

## 一般廃棄物集積場設置基準

### (趣旨)

第1条 この設置基準は、ごみ及びリサイクル資源等の収集作業の安全及び効率化の向上を確保するとともに、適正な一般廃棄物集積場（以下「集積場」という。）を設置することにより、市民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

### (集積場の設置場所)

第2条 集積場の設置場所は、原則公道沿いとするが、やむを得ず公道沿い以外に設置する場合は、相当の空地があり、位置や収集対策が講ぜられていれば、この限りではない。なお、設置場所によって、概ね次の条件を満たすものとする。ただし、次の条件を満たさない場合は、別に協議を行うものとする。

#### (1) 公道沿いに集積場を設置する場合

- ア 収集車の通行が容易であること。
- イ 集積場の利用に際して道路交通法に抵触しないような場所を選定すること。
- ウ 交通量の多い道路に面する場合は、通過交通に支障が少なくかつ収集作業員の安全が十分確保できる場所を選定すること。
- エ 道路勾配の少ない場所を選定すること。
- オ カーブ等、見通しの悪い場所は避けること。
- カ 通り抜けのできない道路の場合は、収集車が転回できるスペースが確保できる場所を選定すること。
- キ 開口部を道路側につくること。

#### (2) 道路から離れた位置に集積場を設置する場合

- ア 収集車の通行が容易であること。
- イ 進入路がある場合は、収集車の進入に支障のない道路勾配を確保できること。
- ウ 敷地内において収集作業に支障のないスペースの確保と収集車が転回できるスペースが確保できること。

### (集積場の構造等)

第3条 集積場の構造等は、概ね次に掲げる条件を満たすものとする。ただし、次の条件を満たさない場合は、別に協議を行うものとする。

- (1) 集積場の面積は、1世帯(4人を平均的世帯人員として)当たり、0.5㎡に利用世帯数を乗じたものとする。10戸未満の住宅については、5㎡とする。ただし、集積場の形状、形態に応じて面積の増減はできるものとする。
- (2) 集積場には害獣対策を施した構造物を設置するものとする。ボックス型容器を設置する場合、容積は45リットル2袋に戸数を乗じたものとする。その場合の面積は、前号の基準に従うこと。ただし、収集物の飛散防止などに問題がなく、安全に集積できる場合はこの限りではない。
- (3) 集積場の形態は、極力不整形なものとしなないこと。

(集積場の設置等届出)

第4条 集積場の新規設置、場所変更及び廃止等の届出は、その集積場の管理責任者が行うものとする。ただし、新規造成地住宅、共同住宅に関してはその事業主が行う。

- 2 集積場の新設の届出ができるのは、5戸以上の地縁団体等もしくは5戸以上の集合住宅とする。
- 3 集積場の新規設置、場所変更の届出は収集開始を希望する日の2週間前までに、一般廃棄物集積場新設(変更)届出書(別記様式第1号)に必要事項を記入し、以下の必要書類を添付の上、環境課に届出なければならない。
  - (1) 集積場の詳細な場所の分かる位置図
  - (2) リサイクル指導員選出表(リサイクル資源を回収する場合)
  - (3) 一般廃棄物集積場利用申請書(集合住宅で可燃物、不燃物、リサイクル資源のうち、一つでも自治会の集積場を利用する場合)
- 4 集積場の廃止の届出は、廃止を希望する日の2週間前までに、一般廃棄物集積場廃止届出書(別記様式第2号)に必要事項を記入し、環境課に届出なければならない。
- 5 集積場の管理責任者を変更(自治会組織の長の交代を除く)する場合は、速やかに一般廃棄物集積場管理責任者変更届出書(別記様式第3号)に必要事項を記入し、環境課に届出なければならない。
- 6 第2条及び第3条のただし書による協議は環境課と行い、一般廃棄物集積場新設(変更)届出にかかる理由書及び確約書(別記様式第4号)に必要事項を記入し提出することで、条件を満たすものとする。

(集積場の維持管理)

第5条 集積場の設置後は、その集積場の管理責任者が責任を持って維持管理に努めなければならない。

付則 この基準は、令和5年7月31日から施行する。